

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課
後期高齢者医療 66♦11102
国民健康保険 66♦11103

●限度額適用認定証

医療機関の窓口提出することにより、1カ月につき窓口負担金額が、自己負担限度額までとなります。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事代(標準負担額)が減額されます。

- 1 食あたりの入院時の食事代
- 標準負担額減額認定証がない場合 260円
- 市県民税非課税世帯
- ・90日まで入院 210円
- ・90日を越える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数) 160円

※市県民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方と、後期高齢者医療保険に加入の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

各認定証の有効期限

7月31日(金)

◆後期高齢者医療保険加入の方
現在認定証をお持ちの方

で、引き続き該当となる方には、7月下旬に発送します。

新たに必要なのは、申請をしてください。

対象 市県民税非課税世帯
手続きに必要なもの 後期高齢者医療保険証、印鑑

◆国民健康保険加入の方

限度額適用認定証は申請により交付されます。

70歳以上で、かつ、市県民税課税世帯の方は「高齢受給者証」が限度額適用認定証の代わりとなります。

8月以降も認定証が必要な方は、7・8月中に更新手続きをしてください。

新たに必要なのは申請をしてください。ただし、国民健康保険税に滞納があると交付できない場合があります。手続きに必要なもの 保険証、印鑑、認定証(更新の方)

就学援助制度について

教育委員会庶務課 66♦1166

経済的な理由から、子どもを小・中学校に通学させることが困難な家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などを補助します。

問合せ先 各学校または教育委員会庶務課へ。

国民健康保険税のご案内

保険年金課 66♦1172

平成27年度の国民健康保険税納税通知書と納付書を、7月15日(水)に発送します。そこで、本年度の国民健康保険税の納付などについてお知らせします。詳しくは通知書をご確認ください。

●納税義務者

世帯主

※世帯に1人でも国民健康保険に加入している方がいれば、世帯主あてに納税通知書を送付します。

●納付方法

- ・普通徴収(口座振替・納付書払い) 7月～平成28年3月の毎月(全9期)
※原則口座振替納付をお願いしています。
- ・特別徴収(年金からの支払い) 4・6・8・10・12・2月(全6期)

●年税額

所得・資産・均等・平等割額のうち、対象となる区分の額を合計したものが年税額となります。年度途中で加入・喪失された方は、加入月数に応じた月割り課税となります。5～6月に国民健康保険を喪失した場合でも、加入月数分の保険税が課税されます。

●保険税の一部改正

- ・均等・平等割額の低所得者世帯への軽減の対象範囲を拡大しました。

区分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
平成26年中の合計所得金額* (前年度額)	33万円以下の世帯	33万円 + 【26万円(24.5万円) × 被保険者数】以下の世帯	33万円 + 【47万円(45万円) × 被保険者数】以下の世帯

※合計所得金額とは、世帯主と加入している方全員の所得の合計金額です。

- ・課税限度額を引き上げました。

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分(40～64歳の方)
課税限度額(前年度額)	52万円(51万円)	17万円(16万円)	16万円(14万円)

